

（認可保育施設） 報告の対象となる事案

事故の内容	報告書
① 死亡事故、意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状況に陥ったもの。明らかに病気が原因の場合を除く) ② 2回以上の受診が必要なケガ(2回目の受診時に治療を伴わず、医師による確認のみの場合は報告不要) ③ 誤飲(食品以外のものを飲み込んだ事案) ④ 食事提供にかかわる事故(誤食・誤接触(食物アレルギー)、期限切れ食品の摂取、未摂取食品の摂取、異物混入) ※症状及び受診の有無にかかわらず報告 ⑤ 置き去り、すり抜け等、児童の姿を見失った事案 ⑥ 集団による食中毒、10人以上の感染症の発生 ⑦ 誤薬事故 ⑧ 個人情報漏えい ⑨ その他の事案(保育業務に影響を及ぼす設備の故障や施設管理上の事故盗難、不審者侵入、不適切なかかわりなど)	① 「教育・保育施設等事故報告書」 ② 「教育・保育施設等事故報告書」 ③ 「誤飲事故報告書」 ④ 「食事提供にかかわる事故報告書」 ⑤ 「置き去り等事案報告様式」 ⑥ 「感染性胃腸炎様疾患集団発生報告票」 ⑦ 「誤薬事故報告様式」 ⑧ 「個人情報漏えい事故報告書」 ⑨ 様式は問いません

報告書は、必ず大阪市に電話連絡を入れてから、提出してください。

大阪市への報告

(1)死亡、意識不明の重篤な事故、

治療に要する期間が 30 日以上のケガ

① 「事故報告書」表面を記入

大阪市に電話連絡を入れた後、報告書を提出

報告書提出(第1報)
事故発生当日
(遅くとも翌日)に提出

② 「事故報告書」表面・裏面・保護者同意欄に記入

報告書提出(第2報)
1ヶ月以内に提出

(2)病院での治療が2回以上必要なケガ

「事故報告書」表面を記入

(3)その他、報告の対象となる事案

大阪市に電話連絡を入れた後、報告書を提出

報告書提出
発生当日
(遅くとも翌日)に提出

報告先:大阪市こども青少年局 幼保企画課あて

電話 06-6361-0752

E-mail fb0010@city.osaka.lg.jp